

農業者年金改正される

本年は大正九年五月生まれ以降の人が加入できます



保険料の改定

段階的に

年金額の引上げに伴って、保険料も引上げが必要となります。

しかし、一挙に引き上げるとは農家の皆さんにとって大巾な負担増となりますので、これを緩和するため、本年納入する保険料は、年金の引上げ率と同率（一、四八倍）の引上げとし、以後二年にわたる段階的に引上げることとしました。

後継者への

移譲要件の改正

農業者年金の制度ができて六年これまで当町では約七五〇人の人が加入しました。そして昨年の一月から経営移譲年金の支給が始まっており、こうした中で、法律の改正があり、本年一月から大中に制度が改善され充実してまいりました。

経営移譲年金

①保険料納入期間が二十年以上ある人。（出稼ぎ等による短期被用者年金期間も含まれます。）

②六十五歳までに、自分の農業経営を後継ぎや他の農家に譲った時からもらえる年金です。（六十歳前に譲った時は、六十歳になったときからもらえます）

後継ぎに対する経営移譲の場合自作地については、これまで所有権を移転（譲渡）しなければ、年金はもらえません。しかし、一人の後継

(改正後の保険料)

現行保険料 1ヵ月 1,650円	保 険 料 @1ヵ月 円		
	52年1月~12月	53年1月~12月	54年1月以降
改正後 一般保険者分	2,450	2,870	3,290
特定後継者分	1,750	2,050	2,350

特定後継者に対する

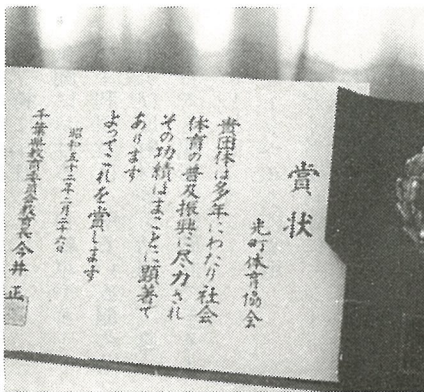
保険料の軽減

ぎに限って全部の所有権を一挙に移すことが困難なケースも生じていることから、適期に経営移譲をすすめるため、いままでの所有権移譲方式に加え、後継者に対して使用収益権（経営主が子や孫に自作地を貸すこと）をしても、年金がもらえることとなりました。

農業後継者の育成確保を図るとの考えから、一定の要件を満たす後継者については、申し出れば三十五歳に達する前月までの間の保険料が、三割程度安くされること

体育協会表彰される

社会体育優良団体として



表彰状と椎名会長（円内）

とになりました。

この特定後継者として申し出られるには、次の要件が必要です。

- ①三十五歳未満であること。
- ②その人を後継者として指定した親も農業者年金に加入していること。
- ③親の経営規模が、五〇アール以上であること。
- ④後継者が農業に常時従事していること。

なお、②③については、特典がありません。くわしくは、農業委員会又は、農協本支所におたずねください

農業委員会 (0207-001)

篤志寄付

椎名 重良（橋場）

中学校へ視聴覚教育備品として

ビデオコーダー一式

（四十八万八千円相当）

藤城 吉雄（宮内）

児童福祉施設整備費として

二金二十万円

ありがとうございました。



会長の椎名彰さんは「越川伸前会長時代から当町のスポーツは、ほんとうによく大衆化し、健康にして明るい町作りのために貢献しております。

この度の受賞は、この成果の賜ものであって、私もスポーツの振興のために努力いたす所存であります。

さらに、みんなの結果によって盛り上げてゆくため、歩け歩け運動をはじめとして、老幼男女総動員による体力向上のため頑張りましょう」と話していました。